

# 平成27年1月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成27年1月9日（金） 13：30～16：12

○場 所 島原市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 島 利 彦  
委員長職務代理者 松 本 正 弘  
委 員 森 み ず き  
委 員 本 多 直 行  
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森 本 一 広  
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 教育長報告
- 第 5 議案上程

1号議案	平成27年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について（非公開）	原案可決
2号議案	島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	継続審議

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

- ① 1月行事予定について
- ② 12月市議会定例会一般質問報告について
- ③ 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

（2）その他

## 第 8 閉会

### 【会議録】

<b>第 1 開会 (13:30)</b>	
松島委員長	ただいまから1月の定例教育委員会を開催いたします。
<b>第 2 会期日程</b>	
松島委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。(「はい」の声)
<b>第 3 議事録署名委員の指名について</b>	
松島委員長	議事録署名委員に 森 委員と宮原 委員を指名します、よろしくお願ひします。(「はい」の声)
<b>第 4 教育長報告</b>	
松島委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。 はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	新年明けましておめでとうございます。年頭にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。 昨年は、東京学生寮の問題、中学校の裁判の問題、本当にご迷惑をおかけしました職員の不祥事の問題等、委員の皆様方には終始ご迷惑をかけ、またいろんな意味で貴重なご協議をいただきました。大変ご苦勞をおかけしました。本当に慌ただしい一年でございました。改めましてお礼と感謝を申し上げます。 さて、今年は戦後70年という節目の年を迎えております。さまざまな教育課題を解決しながら、時代とともに教育の在りようも今変化をし続けているところではあります。昨年12月には経済と教育に重点を置く安倍政権が信任をされ、更に、今後教育改革が加速していくものと予想されます。その中の一つが、教育委員会の改革でございます。約60年続きました現行制度が4月1日から大きく変わり、そして教育の責任が明確化されていくものと思っております。このため事務局としましては条例の改正、総合教育会議の開催及び教育大綱の作成等準備をして参りたいと思っております。また、市長部局との連携による「いじめ防止条例」の策定、それに関連いたしまして、教育委員会では「いじめ防止基本方針」の策定の準備に取り掛かって

	<p>参ります。併せましてスポーツ関係におきましては、「スポーツ基本法」あるいは「スポーツ基本計画」の制定によりまして、本市においても「スポーツ推進計画」の策定準備にも着手をする必要がございます。一方で今地方再生が叫ばれている中にありまして、地方の特色ある教育が以前よりもまして求められていくこととなります。昨年11月には、次期学習指導要領について、中央教育審議会への諮問がありました。これは新しい時代にふさわしい学習指導要領などの基本的な考え方について審議を求めたものとなっているところです。この地方分権の中で各市町村の責任のもとでの判断が任される事案が多くなっているように感じます。そうしますと全国的に見ても教育の地域格差、これも生じてくるということが懸念をされていますし、私いち教育長としても、この早い改革に決して遅れてはならない、やはりスピードが求められるなど思っております。教育委員会としましては、ますます身近な教育現場をしっかりと正確に見つめて、そして耳を傾けて多くの教職員が、先生方がゆとりを持って、そして自身と生きがいを感じる教育環境作りがますます重要になってくるなど思っているところでございます。決してこの改革の波に飲み込まれることなく、短期、中期、長期的なビジョンと戦略をもって取り組んで参りたいと思っております。どうか本年もよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
松島委員長	引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。
森本課長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。
堀口課長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。
松本課長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
下岸課長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
松島委員長	<p>教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>

松島委員長	無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。
<b>第 5 議案上程</b>	
	<p><b>第 1 号議案</b></p> <p>平成 27 年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について</p>
松島委員長	議案の審議に入る前に、教育総務課長から提案がありますので、お願いします。
森本課長	第 1 号議案の「平成 27 年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について」につきましては、市において調整・検討を要する編成作業中でありますので、「非公開」による審議としてお願いしたいと思います。
松島委員長	<p>それでは、第 1 号議案の「平成 27 年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について」は、非公開での取扱いの申し入れがありましたので、「非公開」による審議としてよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
松島委員長	<p>異議がないようですので、第 1 号議案の「平成 27 年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について」は、会議規則第 18 条の規定により、これより非公開での審議といたします。</p> <p><b>【非公開の審議】</b></p> <p>（第 1 号議案は原案を修正のうえ可決）</p>
松島委員長	非公開での審議を閉じて再開します。
	<p><b>第 2 号議案</b></p> <p>島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則</p>

松島委員長	第2号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松本課長	<p>議案集の3ページをお願いします。第2号議案「島原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。市が指定している文化財に対する市からの補助金ですけれども、現在、文化財を管理、修理、復旧工事及びその他必要なものということで、「文化財保護条例」と「文化財保護条例施行規則」に交付に関する根拠がございます。そこで提案理由ですけれど、指定文化財の通常の維持管理（ここでいう通常の維持管理とは、草むしりとか掃除を指します）に係る補助金については、詳細な事業計画や予算、実績報告など、申請手続きに係る添付書類等を省略して交付することができるようにするため、この規則を改正しようとするものであります。現在76の市指定の文化財がありますが、この中で54の文化財に対して補助を出しております。これまで、島原市補助金等交付規則第21条の補助金等の交付手続きの特例に基づいて、交付手続きの一部を省略して交付しておりました。しかしながら文化財に対する補助金は「文化財保護条例」と「文化財保護条例施行規則」に特別の定めがありますので、こちらに準じて交付手続きをしなければならないところですが、こちらの規則には、手続きの特例がありませんので、これまでと同じように交付手続きの一部を省略できるように所要の整備を図ろうとするための改正でございます。4ページの新旧対照表で説明させていただきます。島原市文化財保護条例施行規則の第5条になります。左枠の改正案のところでご説明させていただきます。第5条第1項は、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならないという規定でございます。第2項は前項の申請書つまり補助金交付申請書の添付書類を列記したものでございます。今回の改正は、現行の欄の中段、「無形文化財の場合は、その性質上、記載不能のものは除外することができる。」を削除し、第3項ですけれど補助金の交付決定を受けた場合には、報告書、経過精算書、写真又は図面を添えて、教育委員会に提出しなければならないという規定でございます。こういった中で先程説明しました無形文化財とか文化財の通常の維持管理については、経過精算書、写真又は図面</p>

等を省略できるように、今回第4項を新たに追加するものでございます。「前2項の規定に関わらず、指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合については、この限りでない。」という項目を追加したいと考えています。3ページに戻っていただきまして、3ページが一部改正規則の条文になっております。附則ですけれども、施行期日、この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松島委員長

説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんか。

本多委員

質問をよろしいでしょうか。現行第5条の第2項ということで、無形文化財の場合について特定されていますよね。今回は文化財の維持管理を含めて対応するためということでの改正ということですよ。先程ご説明いただいたように補助金等交付規則の21条には、確かに特別の定めのある部分があって省略することができる規定があったかとは思いますが、ここで追加された改正案の第5条の第4項、「指定文化財の管理又は当該文化財が無形文化財の場合」、この管理というのは、除草だけなのか、それとも他にあるのかどうかということと無形文化財の場合は省略できるケースというのは、どういったものが想定できるのか、つまりこの2つ「又は」でつないであるものについてどういったものが想定されるのかご説明をいただきたい。例えば個人が持っている文化財で指定しているのがあるわけでしょう。そういったものについても、今回の規則が適用されるんですか。漠然として分かりにくいかもしれませんが、どういったことになりますか。

松本課長

先程説明しましたけれども76の市指定文化財のうち、54の市指定文化財に対して補助金を出しているという説明をしましたが、この差し引き22につきましては、基本市が所有している文化財になります。従いまして補助制度は該当しないところです。54の文化財に対して補助を交付しております。この54の文化財の中に1つ無形文化財として「先踊り」があります。あくまでも無形文化財の管理、維持を考えた場合には、その伝承芸能を引き継ぐと言いますか、ずっと受け継いで

継続させるというのが目的になっておりますので、そういった活動に対してやはり収支予算書とか決算書とか、そういうのがそぐわないのじゃないのかということ、今回の改正によって交付申請書と交付請求書に基づいて支払いをさせていただこうという考えでおります。もう1つ指定文化財の管理ということですが、これは文化財周辺の所有者が草取りをしたり、ゴミを拾ったりといった通常そういった管理についても年間計画や予算が提出しづらい部分もございますので、どちらかというとな謝礼の意味もありますので、収支予算書や実績報告書を提出しないでやっていこうかというものであります。若干疑問が残るところとしましては、第3項の中に、2行目のところの「補助金の交付に係る管理」、ここに管理をあえて残したわけなんすけども、例えばの話ですが、文化財とまったく別の人の境界のところについて、その境界がはっきりしていない場合があります。そこにブロックで補修しましょう、そのかわりお互い折半しましょうという話になった場合に、これは通常の維持管理でも、復旧でも、修理でもないと思われまして、こういった場合もありますのでケースバイケースで考える必要があるのではないかと考えております。先程54の指定文化財の補助金ということについては、毎年伺いによりその文化財に対する補助金の支払いをさせていただいているところです。その他の修理又は復旧工事については、その事案が発生後に予算化をして、そして補助を交付しているという流れでこれまで手続きをしております。

本多委員

それで先程ご説明いただいた無形文化財については、1つの例として「先踊り」などがあるようですが、これらは奨励的なもの、あるいは顕彰する意味合いもあるんだらうと思うんですけど、一方、指定文化財の管理というのは、いろんなケースがあるわけですね。この規定で言うと申請から実績報告のこの流れがあるわけですが、申請に添付すべきこういった書類、実績報告も「この限りでない」というのは出す必要がないと言い切ってしまうわけですね。「この限りでない」というと例外規定になるので、もう出す必要がないですと、果たして文化財の管理の中で、まったく出さなくていいとなってしまうのか、あるいはこういったケースは、実績に応じて計画書や実績報告を出さなくてはいけな

<p>松本課長</p> <p>本多委員</p> <p>松島委員長</p> <p>松島委員長</p>	<p>いというケースも出てくるんじゃないかと思うんですよ、したがってこういう表現でいくとちょっと拙くなると私は理解しました。現行の規則で言うと、第2項で無形文化財であっても、記載不能のものは除外することができる、「できる規定」になっている。この改正案では、問題外、対象外にしますと言い切ってしまうので、これはちょっと拙いのではないのでしょうかと思うものですから、もう一度考える必要があるんじゃないかと思います。</p> <p>確かに限定しようと一切出さなくていいということになってしまいますので、もう一度市長部局の例規班とも相談したいと思います。再度調整してから改めて提案させていただくということにしてよろしいでしょうか。</p> <p>そうですね。後々いろいろ問題が出てくると思いますので、調整をしていただいた方がいいと思います。</p> <p>第2号議案は、訂正したうえで改めて提案ということなので継続審議ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、第2号議案は継続審議といたします。</p>
<p><b>第 6 次回定例教育委員会の日程について</b></p>	
<p>松島委員長</p> <p>松島委員長</p>	<p>次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【提案・検討】</b></p> <p>次回、2月の定例教育委員会を2月4日(水)13時30分から、有明庁舎1階相談室において行います。</p>

## 第 7 その他

松島委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の「① 1月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
森本課長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀口課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
下岸課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松島委員長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。
森委員	児童見守りシステムの視察が書いてあったので思い出しましたが、復旧は12月末と配布されたプリントに書いてありましたが、今、児童見守りシステムの工事か何かされていますか。
森本課長	児童見守りシステムの工事ではありません。防災無線の工事の関係で児童見守りシステムが使えない状況になっています。本来12月までの予定だったのですが、新年明けてから防災無線の工事が終わらないという連絡が再度ありましたので、三会と安中そして有明の三つの小学校には、今日通知を出しました。
森委員	分かりました。
松島委員長	他に、何か質疑はありませんか。
	(「なし」の声)
委員松島長	次に、「② 12月市議会定例会一般質問報告について」をお願いします。

寺田次長	教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨にて説明。
松島委員長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。  (「なし」の声)
松島委員長	次に、「① 教職員及び児童生徒の事故等の報告」についてお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）  【非公開の報告】
宮原教育長	別紙資料により「いじめ防止法と改正地行法について」、「大学入試に関する新テストについて」、「新教育長制度の県下の市の状況について」を報告
松島委員長	他に何かありませんか。  (「なし」の声)
<b>第 8 閉会（16：12）</b>	
松島委員長	他になければ、これで本日の1月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員